

公 告

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、焼津市契約規則（昭和 53 年焼津市規則第 15 号）第 6 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 24 日

焼津市長 中野 弘道

記

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号
電力 1 号
- (2) 件名
第 8 期焼津市公共施設高圧電力包括需給
- (3) 需要場所
別紙「仕様書」のとおり（全 42 施設）
- (4) 予定契約電力・予定使用電力量
ア 予定契約電力 5,811kW（全 42 施設合計）
※契約電力 500kw 以上の施設あり（本庁舎、学校給食センターの 2 施設）
※本庁舎は予備電力（予備電源）契約あり
イ 予定使用電力量 7,190,900kWh（全 42 施設合計）
- (5) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで
ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。
イ 本件契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本件契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、市は、本件契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、市は、本件契約の変更又は解除により生じた賠償の責めを負わないものとする。
- (6) 供給期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
（契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までは供給準備期間）
- (7) 供給計画等
別紙「仕様書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）（以下「入札心得」という。）に定める

入札に参加する資格のない者に該当していないこと。

- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組、環境マネジメントシステムの導入並びに電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たすこと。
- (4) 入札参加申請者が焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号。以下「入札参加資格要綱」という。）に規定する有資格者名簿への登録者である場合は、入札参加資格確認申請日から 10(1)に規定する開札日までの期間に、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号。以下「資格停止措置要綱」という。）の規定に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

3 仕様書・申請書等の入手方法

- (1) 公開期間 公告日～令和 7 年 7 月 23 日（水）
- (2) 入手方法 次の焼津市ホームページからダウンロードにより入手すること。
<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/info/proposal/8th-high-voltage-power.html>

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請期間以外に提出又は到達した申請及び指定する提出方法以外で提出された申請は受理しない。

- (1) 申請期間
公告日～令和 7 年 7 月 7 日（月）の開庁期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。以下同じ。）
- (2) 申請書類
封筒（角形 2 号程度のもの）に、(4)及び(5)に規定する書類各 1 部を入れ提出すること。宛名面には、「第 8 期焼津市公共施設高圧電力包括需給 入札参加資格確認申請書 在中」と朱書すること。
- (3) 提出先
〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号
焼津市総務部公有財産課管理担当行
- (4) 提出書類その 1
ア及びウの様式は、3 (2)の焼津市ホームページに掲載する。
ア 入札参加資格確認申請書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第 2 号様

式)

イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証明する書類（写し可）

ウ 二酸化酸素排出係数等適合証明書（別紙）

(5) 提出書類その 2

エ及びカの様式は、3 (2) の焼津市ホームページに掲載する。

次の書類を提出すること。ただし、本件の入札参加資格確認申請を行う時点で入札参加申請者が入札参加資格要綱に基づく有資格者名簿に登録されている場合は、提出を要しない。

ア 商業・法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写し可）

イ 終了した直近の事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し可）

ウ 納税証明書

(ア) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明するもの（税務署様式その 3 の 3。発行日から 3 か月以内のもの。写し可）

(イ) 焼津市が課する全ての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明する納税証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写し可）

※ 1 焼津市税の納税義務がない場合は、提出を要しない。

※ 2 証明書の入手に当たっては、焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）の 7 (2) 提出書類を参照の上、請求を行うこと。

エ 誓約書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第 5 号様式）

オ 代表者印の印鑑証明書（発行日より 3 か月以内のもの。写し可）

カ 使用印鑑届兼委任状（焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）様式 3 号）

キ 会社要覧（任意提出）

※事業内容を要約したもので様式を問わない。

(6) 提出書類の扱い

ア 作成及び提出に関する費用は申請者の負担とする。

イ 申請者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 返却しない。

エ 公表しない。

オ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認の結果は、令和 7 年 7 月 9 日（水）までに入札参加資格確認通知書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第 6 号様式）によりファクシミリにて通知する。

- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間

確認通知の日～令和 7 年 7 月 11 日（金）の開庁時間

イ 受付先

焼津市総務部公有財産課管理担当

ファクシミリ：054-626-2185

ウ 回答方法

令和 7 年 7 月 16 日（水）までにファクシミリにて行う。

6 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

公告日～令和 7 年 7 月 7 日（月）の開庁時間

(2) 受付方法

ファクシミリにて受け付ける（様式自由）。

(3) 送信先

焼津市総務部公有財産課管理担当

ファクシミリ：054-626-2185

(4) 回答方法

令和 7 年 7 月 9 日（水）までに 3 (2) の焼津市ホームページに掲載する。

7 入札条件等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、入札書等を次の提出期間に到達するよう持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出すること。提出期間以外に提出又は到達した入札書等及び指定する提出方法以外で提出された入札書等は、受理しない。

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 22 日（火）～7 月 23 日（水）の開庁期間

イ 郵送先

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市総務部公有財産課管理担当行

ウ 提出書類

入札書（様式 1）、内訳書（様式 2）、入札参加資格確認通知書（写し）

(2) 入札書作成上の留意点

- ア 入札書は、市ホームページ掲載の様式を使用し、日付は 10(1)記載の開札日とすること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称、氏名、印は代表者のものとする。ただし、入札参加資格要綱に規定する有資格者名簿の登録者で、委任状を提出し、入札参加資格の確認の通知を受けている者にあつては、委任された者のものとする。
- ウ 入札書記載金額の積算根拠となる内訳書（様式 2）を作成し添付すること。

(3) 入札書等封かん用封筒及び郵送封筒の作成

- ア 外封筒及び内封筒の二重封筒とし、内封筒（入札書封かん用封筒：長形 3 号程度の大きさのもの）に 8(1)ウに規定する提出書類を入れ、封かんすること。
- イ 内封筒の表面には、開札日、入札番号、件名、入札者の商号又は名称を記載すること。
- ウ 外封筒（郵送封筒：角形 2 号程度のもの）には、表面に、開札日、入札番号、件名、入札者の商号又は名称及び住所を記載すること。
※作成に当たっては、別図を参考とすること。

(4) 入札書の金額記載

- ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本市が別途提示（仕様書別紙 2）する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。
なお、入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- イ 内訳書には、1 か月ごとの 1 キロワット当たりの基本料金単価及び 1 キロワットアワー当たりの使用電力料金単価とそれぞれの予定電力量に係る料金を記載すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の辞退

- (1) 本件入札の辞退に当たっては、入札心得に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - ア 4(2)により入札参加資格確認申請を行った者及び 5(1)により入札参加資格の確認を受けた者の辞退は、入札書の提出期限までに、ファクシミリにより入札辞退届を提出するものとする。
 - イ 入札書を郵送により差し出した後に辞退しようとする場合は、入札者は差し出した郵便の取り戻し手続きを行った後、ファクシミリにより入札辞退届を提出するものと

する。

ウ 入札書が提出済み又は到達済みの場合、入札辞退をすることはできない。

(2) 辞退届提出先

焼津市総務部公有財産課管理担当行

ファクシミリ 054-626-2185

10 開札手続

(1) 開札日時及び場所

令和7年7月24日（木）15時00分

焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所 本庁舎7階会議室7B

(2) 開札の立会

入札の公正性を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8の規定により、入札執行者は、本件入札事務に関係のない職員を立会人として選任する。

入札参加者又はその代理人等は、入札心得の規定により、開札に立ち会うことを妨げない。ただし、入札参加者である場合は、身分証明書（代表者であることを証明するもので写真が添付されているもの）により、代理人である場合は委任状及び身分証明書（代理人が入札参加資格者に所属する者であることを証明するもので写真が添付されているもの）により入札参加資格者であることの確認を行う。

(3) 入札執行回数

本件入札の入札回数は、入札心得の規定に関わらず1回とし、落札者がいない場合は不調となり、不落随意契約の適用はない。

(4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者が開札に立ち会っている場合は当該入札者に、立ち会っていない場合は(2)の本件入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 入札執行担当

焼津市総務部公有財産課管理担当

11 契約の締結

入札書に記載の総価の根拠となる単価により契約するものとする。

※燃料費調整額は焼津市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずること。

※原則、小売事業者独自による燃料費調整額及び契約単価の増額はできないものとする。

12 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札心得に定めるもの

イ 宅配便等で提出されるなど、8(1)に規定する郵送方法によらない入札

ウ 8(1)で規定する到達期限より後に提出又は郵送されたもの

エ 同一入札について、複数の入札書等を提出又は郵送したもの

オ 8 (1) ウで規定する提出書類が同封されていない入札

カ 1 通の封筒の中に、複数の入札書又は内訳書が同封された入札

キ 封筒に記載の件名又は差出人と同封された入札書等の件名又は差出人が相違する入札

- (2) 入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた者など入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

13 入札結果の公表

- (1) 入札執行者は入札参加者に対して、速やかに適当な方法により入札結果を伝えるとともに、当該結果についてホームページ等で公表するものとする。
- (2) (1) の入札結果の伝達までの間、入札執行者は、入札の経緯及び結果の問い合わせには一切応じない。

14 入札の延期、取り止め

- (1) 入札執行者は本件入札において、郵便事情にかかる事故等又はやむを得ない事由が発生したときは、入札を延期し若しくは取り止めることができる。
- (2) (1) により入札を取り止めた場合は、入札書等は普通郵便で入札者に返送するものとする。ただし、不正な行為等により入札を取り止めた場合はこの限りでない。

15 その他

- (1) 本件入札は次の規定を準用する。入札に参加しようとする者は、次の規定を 3 (2) の焼津市ホームページに掲載するので、精読したうえで参加すること。

ア 焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）

ただし、第 1 条及び第 9 条の規定を除く。

イ 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）

ただし、第 11、第 14、第 37 から第 41 までの規定を除く。

ウ 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号）

エ 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）

- (2) 照会窓口は、次のとおりとする。

焼津市総務部公有財産課管理担当

焼津市本町二丁目 16 番 32 号 焼津市役所本庁舎 4 階

電話番号:054-626-1139

ファクシミリ:054-626-2185

E-mail :kanzai@city.yaizu.lg.jp

別添

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組、⑤環境マネジメントシステムの導入の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70 点以上であること。

要素	区分	得点
①令和5年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.520 未満	4 0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0 %超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	2 0
	8.00%以上 15.00%未満	1 5
	3.00%以上 8.00%未満	1 0
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
⑤環境マネジメントシステムの導入	導入している	5
	導入していない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添の各用語の定義

用 語	定 義
① 令和5年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排 出係数	「令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
② 令和5年度の 未利用エネ ルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) ÷ 令和5年度の供給電力量(需要端) × 100 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ

	ルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和 5 年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 5 年度の供給電力量に占める令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) を令和 5 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値。 （算定方式） 令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) ÷ 令和 5 年度の供給電力量(需要端) × 100 1. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 5 年度の小売電気

	事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る 情報提供、簡易 的 DR の取組 地域における 再エネの創 出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
⑤環境マネジメントシステム	自社において、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入しており、かつ、発電事業に関する環境改善を「環境方針」等で

の導入	言及していることをいう。
-----	--------------

※この表の定義は、二酸化炭素排出係数等適合証明書及び別添にのみ適用する。